

吹田市後援等についての注意書

吹田市に対して後援等を申請される場合は、以下のことについて特に注意してください。



- 1 広く一般市民が参加できる事業又は市民にとって有益な効果をもたらす事業であること。
- 2 学術、芸術若しくは文化の向上、産業若しくはスポーツ振興又は市民福祉の向上に寄与する事業で、市の行政運営に反しないものであること。
- 3 営利を目的とする事業でないこと。物品等を販売する場合、その内容に主催者が一切の責任を負い、利益を追求しないこと。
- 4 特定の政治活動や宗教活動は行わないこと。
- 5 自己の利益のためだけに市の名義を利用するものでないこと。売名を目的として後援等を利用した宣伝や会員獲得行為を行わないこと。
- 6 暴力団、その構成員又はその密接関係者の利益になる又はそのおそれがあると認められるものでないこと。
- 7 後援等が決定するまで、市が後援等を行っている旨をポスター、チラシその他の方法により周知しないこと。
- 8 事業の実施に当たっては、安全及び衛生対策に十分な措置を講じ、事故のないよう注意すること。万一事故が発生した場合は、一切の責任を負うこと。
- 9 障がいのある人も、障がいのない人も同じように分け隔てられることなく事業に参加できるよう、合理的配慮の提供を行うこと。
- 10 「吹田市後援等の実施に関する要領」に違反した場合は、後援等の承諾が取り消されることがあり、当該取消しの日から原則として3年間は、後援等の承諾が受けられないこと。